

岡山市の表彰制度受賞作品における緑化空間の実態と維持管理

ACTUAL CONDITION AND MAINTENANCE OF GREEN SPACE IN THE AWARD-WINNING WORKS OF OKAYAMA CITY

辰巳詞音 ——— *1 井上 亮 ——— *2

Shion TATSUMI ——— *1 Ryo INOUE ——— *2

キーワード:

岡山市, 表彰制度, 緑化空間, 維持管理, 景観

Keywords:

Okayama City, Award system, Green space, Maintenance, Landscape

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of the greening space and the actual conditions of maintenance in the award-winning works of Okayama City's award system. Most of the award-winning works that have green spaces had a function as an open space. The spatial characteristics of these works were organized in terms of scale, age, and spatial components. It became clear that even those works that were highly evaluated hasn't been maintained and that the situation has been getting worse as the years passed.

1. はじめに

1.1 研究背景

現在岡山市は、「岡山市都市ビジョン」^{注1)}や「岡山市緑の基本計画」^{1) 注2)}において緑化を推進する取り組みを実施している。こうした緑化に関する取り組みは、戦災復興以降から顕著になり、昭和38年頃の岡山市街地は戦災や産業振興による影響で緑が少なかったため²⁾、当時の市長である岡崎平夫^{注3)}は「緑と花、光と水の魅力ある街づくり」を一貫した基本理念として掲げてきた^{注4)}。この基本理念に基づいて岡山市は昭和40年代に「岡山市優秀建築物表彰制度」や「セットバック方式^{注5) 3)}」、「緑化条例⁴⁾」など全国に先駆けてさまざまな緑化に関する都市景観づくりを行なってきた。なかでも表彰制度は、その受賞作品が都市美にいかに関与しているかを重点に置いた制度であり、建築物のデザイン性以外にも、緑化空間の整備が評価の基準として掲げられている。全国のなかでも最初期に実施されたこの表彰制度は、現在も継続的に実施されており、岡山市内の都市景観を形成している。

1.2 研究の位置付けと研究目的

表彰制度に関する先行研究は、全国の自治体へのアンケート調査により全国的な傾向や課題を明らかにしたものや^{5) 6)}、調査対象を絞り、制度の基本理念や審査方針、評価基準、受賞数、応募数等の表彰制度自体の概要について考察した研究^{7) 8)}などがあり、これまでの研究の多くは、制度の実態や課題に関するものがほとんどだが、実際に受賞した作品の実態を把握している研究は数少なく、前著書⁹⁾でも、主に表彰制度の歴史的背景や制度の特徴について明らかにした。一方で、北九州市¹⁰⁾および福岡市¹¹⁾を対象にした研究は、受賞作品の立地特性の観点から用途地域との関連を調査し、景観の特性と課題を明らかにしている。金沢市の表彰制度における街並み景観と建築物の調和に対する設計者の意識に着目した研究¹²⁾や、

札幌市都市景観賞の審査評における批評言語に関する研究¹³⁾では、講評文から受賞作品を分析しており、チューリッヒ市における集合住宅の受賞作品に着目した研究¹⁴⁾では、配置・住棟構成から制度の評価実態を考察しており、受賞作品の評価から地域に求められる都市景観の在り方を考える上で参考になる。

以上のように、制度の実態や講評文の内容から検討した分析が中心となり、実際の受賞作品における空間の実態やその後の維持管理の状況について触れている研究はほとんどない。そこで本研究では、戦後から現在まで緑に重点が置かれた岡山市の都市景観に着目し、表彰制度受賞作品における緑化空間の特徴やその後の維持管理の実態を把握することで、岡山市の緑の都市景観づくりの一助とする。

1.3 研究方法

岡山市の緑化に関する街並み形成の取り組みについて整理する。表彰制度については、『表彰制度10回の歩み』¹⁵⁾、『街並み整備誘導指針の実績報告書』¹⁶⁾および『表彰作品集』¹⁷⁾をもとに把握し、岡山市における表彰制度の特徴や歴史的背景をまとめる。各年の『表彰作品集』の講評文から緑化空間の機能について分類した上で、緑化空間の空間特性について考察する。岡山市の表彰制度では適正な維持管理も評価の対象となっていることから維持管理の実態についても現地調査およびヒアリング調査により明らかにする。

2. 戦後岡山市の緑化に関する街並み形成 (表1)

昭和38年頃の岡山市街地は戦災による影響で緑が少なかったため、当時の市長である岡崎平夫は「緑と花、光と水の魅力ある街づくり」を一貫した基本理念として掲げてきた。「個々の建築物が都市美の上に果たす意義を過小評価してはならない」を持論としてあげており、こうした考えのもと「岡山市都市美造成委員会」を昭和42年6月に設置・諮問し、より専門的、具体的な景観構想計画の策定

*1 元 島根大学大学院自然科学研究科博士前期課程 大学院生・修士 (工学) (〒690-8504 島根県松江市西川津町1060)

*2 島根大学学術研究院環境システム科学系建築デザイン学コース 助教・博士 (工学)

*1 Former Graduate Student, Graduate School of Natural Science and Technology, Shimane Univ., M.Eng.

*2 Assist. Prof., Architectural Design Course, Institute of Environmental Systems Science, Academic Assembly, Shimane Univ., Dr.Eng.

を求め、岡山市の都市美ビジョンの基本とした¹⁵⁾。この「都市美造成のための景観構想計画」は、後にセットバック方式による誘導基準として打ち出された。セットバック方式は、壁面後退した空間に植栽やシンボルツリーを設けることが定められており、後退することだけでなく緑化することも目的の1つとして挙げられている。また昭和47年に岡山市は、当時全国でも珍しい緑化条例を制定した。これを具現化するため専門家や市民の参加を得て緑化審議会を設置し、緑化計画をつくった。さらに、市役所内に「緑と花課」という課をつくり緑化推進を図り、昭和49年から9年の歳月をかけて整備した約2.4kmの西川緑道公園が完成し、昭和38年当時6,000本だった街路樹が20年後には25万本に増えた。このように岡山市は昭和38年頃から継続的に緑を中心とした街並み形成を推進している。

3. 表彰制度の概要および変遷 (表2)

3.1 経緯

昭和46年7月に景観に重点を置いた「岡山市優秀建築物表彰制度」が全国に先駆けて創設された^{注6)}。岡山市優秀建築物表彰実施要綱の第1条では、「都市の美化、街の緑化、環境整備に貢献していると認められる建築物を表彰することにより、本市の建築文化の水準を高め、もって美しい魅力ある街づくりに寄与することを目的とする」

表1 岡山市の緑化に関する街並み形成年表

年	月	事柄
昭和38 (1963)		「緑と花、水と光のまちづくり」を掲げる
昭和46 (1971)	3	「岡山市の都市美造成のための景観構想計画」の策定
	4	市役所前・県庁通りで、「セットバック方式」を始める
	7	「岡山市優秀建築物表彰制度」の制定
昭和47 (1972)		岡山市緑化条例の制定
	5	第1回表彰
昭和57 (1982)		岡山市中心市街地に水と緑の回廊として「西川緑道公園」が完成
昭和60 (1985)	11	「文化的シンボルゾーン内の街並み整備誘導指針」の策定
昭和62 (1987)	5	「西川・枝川緑道公園沿いの街並み整備誘導指針」の策定
	11	「駅南土地区画整理事業区域内の街区形成誘導基準」の策定
平成8 (1996)	4	中核市に移行
		「岡山市優秀建築物表彰制度」から「岡山市まちづくり賞」に改名
平成13 (2001)	11	岡山市緑の基本計画策定
平成20 (2008)	4	「街並み整備誘導指針」を「岡山市景観計画」へ移行
	4	政令指定都市に移行
平成21 (2009)		「岡山市まちづくり賞」から「岡山市景観まちづくり賞」に改名

表2 岡山市表彰制度の概要および変遷

対象	岡山市優秀建築物表彰 (昭和47-平成7 ^{*1})			岡山市まちづくり賞 (平成8-平成19 ^{*1})					岡山市景観まちづくり賞 (平成21-現在)		
	不明	3年以内に新築・改築・修繕されたもの			4年以内に新築・改築・修繕されたもの (ただし10年以上景観に配慮されている既存建築物も可)					白鷺・他薦	
応募方法	不明			約10名の有識者で構成					約10名の有識者で構成		
選考委員	不明			約10名の有識者で構成					約10名の有識者で構成		
目的	都市の美化、街の緑化、環境整備に貢献していると認められる建築物を表彰することにより、本市の建築文化の水準を高め、もって美しい魅力ある街づくりに寄与すること			都市の美化、緑化、環境整備など、都市景観の創出や地域の魅力あふれるまちづくりに貢献していると認められる建築物等を表彰することにより、本市の都市並びに地域文化の水準を高め、ゆとりとうるおいのあるまちづくりに寄与すること					都市の美化、緑化、環境整備等多様な環境を活かして良好な景観形成や地域の魅力あるまちづくりに寄与した者又は建築物等の建築主、設計者及び施工者を表彰することにより、市民協働で景観形成の気運を高め、美しく風格のある景観まちづくりを進めること		
部門・対象	優秀建築物	すまい・ポイント賞	特別賞	建築物部門	すまい部門	まちなみ部門	まちかど部門	奨励賞	建築物部門	街並み部門	特別賞
	建築物 (平成3年度から追加されたすまい・ポイント賞の対象の建築物は除く)	住宅を中心とした小規模な建築物で、街角や街並みのポイント、その地域のシンボルとなり地域の景観や魅力を高め、その地区に住む人や道行く人に親しまれるような「小さな核 (ポイント) 的な建築物」	平成4年度にのみ、地域全体または団地全体の総合計画が制度目的に合致している住宅団地に対して設けられた特別枠	一般建築物 (すまい部門の対象の建築物は除く)	専用住宅、店舗等併用の小規模 (おおむね延床面積200㎡以下) の住宅	建築協定・地区計画により整備された街並み、歴史をいかした街並み、周辺に調和された広場・緑地などその他修景に配慮されたもの	広告塔、モニュメント、彫刻、ストリートファニチャー、門、塙、生け垣、橋などのポイントとなるもの	平成12年度に、作品の製作過程及び意匠等から設けられた特別枠	建築物 岡山市景観計画、まちづくり協定、地区計画等により整備され、周辺景観に配慮された住宅団地等	周辺景観に配慮した橋梁等土木建造物 周辺景観と調和した広場、緑地等	過去の受賞作品のなかで、さらに景観の配慮に貢献している建築物
受賞件数	142	19	2	49	17	10	6	1	49	8	0
選考基準	その建築物及び外部空間が、街区の景観・周辺環境との調和等について如何に効果的になされているかを総合評価する独自の基準に従って行われている ^{*2}			①都市景観に調和したデザイン、色彩等に工夫した建造物等で優れた都市景観を創出しているもの ②緑地、広場等を適切に配慮し、ゆとりとうるおいのある街並みを創出しているもの ③街並みのワンポイントとして美しいまちづくりに寄与しているもの ④歴史的な街並みの維持、保全に寄与しているもの ⑤岡山市街並み整備誘導指針に基づいて、街並み整備に貢献されたもの					①岡山市景観計画に定めている「景観形成重点地区」内にあって、景観計画に基づく基準を厳守し、良好な景観形成に配慮されているもの ②岡山市景観計画、景観条例その他景観に関する法令等に基づいて、良好な景観を形成しているもの ③景観に調和したデザイン、色彩等に工夫し、優れた景観を創出しているもの ④街並みのワンポイントとして、美しいまちづくりに配慮されているもの ⑤緑地、広場等を適切に配慮し、ゆとり及びうるおいのある街並みを創出しているもの ⑥歴史的な街並みの維持及び保全に配慮されているもの ⑦景観上重要な役割を果たしている、又は地域の景観に調和した既存建築物等で適切な維持管理がなされているもの ⑧高齢者、障害者等福祉に関する配慮の特になされたもの		

*1 昭和48年度および平成20年度は未実施。 *2 「岡山市優秀建築物表彰」の選考基準は、長期年数の経過により実施要綱等の資料が存在しないため詳細は不明。

と書かれていることから岡山市では街の緑化に力を入れていたことがわかる。この表彰制度は受賞作品の建築主、設計者、施工者を一様に表彰することが特徴であり、表彰状は三者に、建築主には合わせて表彰銘板が授与されることになっている。

前述した通り、セットバック方式と表彰制度は、同時期に創設されている。表彰制度の創設目的の一つとして、昭和46年から始まったセットバック方式による街路空間形成に対する感謝の意を表したいという意図があった¹⁶⁾。しかしながら、セットバック方式を導入した表彰制度受賞作品は24件のみとなっている。岡山市中心部には、セットバック方式の届出が全部で368件¹⁶⁾も提出されたにも関わらず、受賞率が著しく低く、実情としてはセットバック方式を導入した建築物への感謝の意に直結しているとはいえない^{注7)}。

「岡山市優秀建築物表彰」は、景観に対する意識向上を高めるという主旨から、建築物だけでなく、広い視点で土木構造物なども含めた景観を念頭においていたが、当時の自治体の土木サイドでは、景観問題は話題に上がっておらず、現在の「岡山市景観まちづくり賞」にあるような「街並み部門」などは存在しなかった。平成3年には、住宅を一般建築物と別に表彰するために「すまい・ポイント賞」を併設した。その翌年には「優秀建築物特別賞」を追加した。この特別賞は、第20回の表彰制度で一度だけ登場し、優秀建築物とすまい・ポイント賞でそれぞれ個々の建物がノミネートされていた作品があったが、敷地全体または団地一体としての総合計画の方が、表彰制度の目的と合致していたため、別枠としてこの賞を贈ることとなった。そして、平成8年には、表彰の対象を建築物だけでなく、土木構造物等や街並みにまで広げる目的で「岡山市まちづくり賞」に改名した。また、平成20年4月1日に岡山市景観計画及び岡山市景観条例が定められ、表彰制度を景観計画、景観条例に基づくものとするために平成21年度から「岡山市景観まちづくり賞」に改めた。

3.2 表彰制度の選考基準

各名称における実施目的には「緑化」というキーワードが使用されており、「岡山市優秀建築物表彰」に関しては詳細な選考基準は不明となっているが、初期から改名された現在まで一貫して緑化が重

要視されている。「岡山市まちづくり賞」からは緑地・広場の設置によるゆとりとうるおいのある街並み創出に貢献しているものを評価項目として選考基準に加えている。また、「岡山市景観まちづくり賞」では調和や緑化に加えて初期の受賞建築物がある程度の年月が経過していることに伴い、維持管理に関する項目も追加されている。過去の受賞作品のなかで、さらに景観の配慮に貢献した建物に対して「特別賞」を贈ることになっているが、未だに「特別賞」を受賞した作品は存在していない^{注 8)}。このことから、現状において審査員の判断からも維持管理が適切に行われている過去受賞作品は少ないことが指摘できる。そのため初期に表彰された建築物のなかには取り壊されたもの^{注 9)}や維持管理の問題から放置されているものも多数存在する。市の今後の対策として、要綱に「受賞建築物の所有者（管理者）は表彰制度の目的を履行するため、引き続き維持管理に努めること」を明文化することも検討していると回答している^{注 10)}。

4. 受賞作品における緑化空間の実態

岡山市は、戦後から現在にかけてさまざまな緑の都市景観づくりを行ってきた。また、表彰制度では都市の美化、緑化、環境整備に貢献している作品を表彰することが目的の一つとして掲げられていることから、緑化空間に着目してその実態を明らかにする。そこで、全受賞作品 303 件の内^{注 11)}、現存していないものや詳細が不明なもの、バス停などの工作物 12 件を除く 291 件をもとに受賞作品における講評文の中から緑化について評価している語句を抽出し、それらを調和、広場、生垣、印象、シンボル、その他に機能別に分類する^{注 12)}（写真 1）。審査員が評価した受賞作品における緑化空間の空間特性について検討することで、岡山市の都市景観形成への役割を明らかにする。

4.1 受賞作品における緑化機能（表 3）

緑化を施す理由として、最も多かったのは庭園や公園のように人々の憩いの場として集える広場機能が 24.8%であり、2 番目に多く確認できたのは、周囲の景観あるいは敷地内での一体的な景観形成に貢献した調和機能が 19.8%だった。次いで、「豊かさ」や「落ち着き」といった通行者に心情的な効果を働きかける印象機能が 19.1%を占めた。そのため 291 件中 256 件（9 割程度）が通行者に対して緑化に関する視覚的効果が高いと考えられる。特に広場機能に関しては、岡山市が求める「ゆとり」と「うるおい」の街づくりに準ずるものであり、その性質上地域住民が利用できるものが多く、街路空間形成が積極的に行われてきた岡山市中心部の主要街路沿いに集中しており、セットバック方式との関係も深く、積極的な緑化による都市景観づくりが行われている。一方で作品に対して敷地に接する街路のうち幅員が広く、交通量の多い街路から見た場合に死角となる部分に緑化が施されており、外的景観に影響しない作品は 20 件あった。これらは主に建築物の利用者が観賞用などで楽しむために計画されたものと考えられる。さらに作品自体に緑化が全く施されていない作品は 15 件あり、一定数は緑化なしでも受賞している。

4.2 緑化機能と建物用途の関係性（図 1）

緑化機能と建築物の用途を照らし合わせて分析する。公園や庭園などの緑地のみで受賞した作品は、言わずとも広場機能として緑化された割合が高いが、店舗や事務所なども広場機能を有している作品が多く見られた。店舗に関しては、来店する多種多様な人々が立

ち寄りやすくするための役割が考えられるが（写真 2-①～④）、事務所に関しては、岡山市中心部にセットバック方式を導入した事務所建築物が集中していることもあり、壁面後退した空間を緑化している（写真 2-⑤～⑧）。一方で専用住宅は、他の受賞作品と比較してプライバシーが確保される必要があるため、中庭や裏庭などを通行者からの視線を遮るように緑化が施されているものが多く、目隠しとしての生垣機能を持たせている。また、宿泊施設や医療・福祉施設は印象を良くするための緑化が重視されており、宿泊客や患者などの施設利用者に安らぎを与えるものとなっている。

4.3 広場機能を持つ緑化空間の空間特性（図 2）

受賞作品 291 件の内、緑化が全く施されていない作品は 15 件であり、残りの 276 件（94.8%）は何らかの形で敷地内に緑化が施されている。その緑化手法として広場的な役割を持つものが 69 件（24.8%）と最も多く、さらにその内の戸建て住宅などを除く 54 件が地域に開かれた空間となっている。これは岡山市の景観計画が求めるゆとりとうるおいのある街並み創出に合致しており、選考委員からも高い評価を得ている。このことから、広場機能を有する作品に着目し、空間特性について検討する。こうした広場機能を持つ緑化空間は、狭小な緑化空間から大規模なものまでさまざまである。そこで、緑化空間の面積を 3 つに大別し、それぞれの空間的特徴を明らかにする。空間特性を把握するために実際に考察する対象は 45



写真 1 緑化機能の定義と抽出語句

表 3 緑化機能の分類と景観への影響

緑化機能	該当数	割合
外的景観に影響あり (256件)		
調和	55	19.8
広場	69	24.8
生垣	22	7.9
印象	53	19.1
シンボル	24	8.6
その他	7	2.5
不明	48	17.3

複数の緑化機能を有するものはそれぞれにカウントしている。

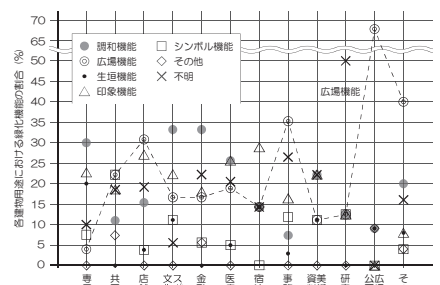


図 1 緑化機能と建物用途の関係性



写真 2 店舗及び事務所の緑化された広場の事例



図2 広場機能を持つ緑化空間の空間特性

・住宅系等の地域に開かれていない作品及び現地調査、ヒアリング調査により外観が受賞当時とは大きく変化した作品を除く。

件である^{注 13)}。300 m²未満の小さい緑化空間である小規模型は、歩道と一体的に計画され、歩道の補助としてプロムナード化された線状のものが多い。中規模型は、300 m²以上～1,000 m²未満の緑化空間とし、小規模と同様にプロムナード化されたものが多いが、建物を取り囲んでいるものやポケットパークのような溜まり場などがある。大規模型は、1,000 m²以上の大規模な緑化空間で、公園のように多くの人々が走り回れる大きな広場を有するものが多い。

まず共通していることは、地域住民が利用できるように、必ず歩道に接地しているということであり、歩道との一体的な計画は視覚的にもゆとりのあるものといえる。小規模型に多いプロムナードは緑地というよりも街路樹に調和するように植樹し、並木道のように計画されたものが多かった。これらは選考基準にもあるように、街区の景観・周辺環境との調和等について如何に効果的になされているかという点で評価されていると考えられる。一方で大規模型は、大半が芝生で舗装された緑地帯となっており、街路との接地面も多く地域住民が多方面から出入りしやすい配置構成となっていた。両者を併せ持つ配置構成が比較的多く認められた中規模型は、これら2つの規模を折衷しているといえる。また、広場機能を持つ緑化空間の要素に関して、駐車スペースや照明柱等の有無は一律にその変化は見られないが、規模が大きいかほどベンチやテーブルといった一休みするための工作物の設置が多く確認できた。年代別の傾向では、制度が改名された後の方が大規模の受賞数が増え、一方で小規模の受賞数は減少している。こうした傾向は、改名時における評価内容の見直しにより、受賞対象が拡大したことに関係している。

5. 広場機能を持つ緑化空間における維持管理の実態（表4）

表2の表彰制度の選考基準にも示してある通り、近年適切な維持管理は重要な評価項目の1つである。そこで、受賞作品のなかでも都市景観への影響が大きいと考えられる広場機能を持つ受賞作品について経年変化を把握するため、令和2年10月から12月および令和3年9月にヒアリング調査および現地調査を実施した。なお、作品集に記載されている講評文や受賞当時の写真^{15) 17)}を現在の状況と比較しながら現地調査を行なう。現地調査の対象は、地域に開放された広場機能を有する受賞作品であり、緑化の変化だけでなく、建築物の増・減築や外部空間の工作物の設置・撤去も調査する。

現地調査を実施した受賞作品数は54件である。その内ヒアリング調査が実施できたのは54件中39件であり、経過年数により、建築主の移り替わりや当時の関係者の異動により詳細不明な作品もあった。緑化空間は図2からも分かるように歩道の延長あるいは遊歩道として地域住民が歩行できるように計画されたものがほとんどであり、広場の規模が大きくなるに伴ってベンチやテーブルが設置され、そこで休憩したり、植栽を鑑賞したりできるような人が滞留するための工夫がなされていた。そのため、定期的な植栽の剪定や水やり、害虫駆除等が行われている作品が多数存在していた。

緑化空間が消滅した作品では（代表例：写真3-①）、増築だけでなく改修工事の際に足場の設置が要因でやむなく取り除いたり、立地上交通の便を改善するために駐車場に一新したりする等の理由や用途変更による景観配慮への意識の薄れが判明した。手入れの行き届いていない事例については、維持費の問題があがっており、特に噴水や池などの水景物の演出は受賞当時の評価は高かったものの、

表4 広場機能を持つ受賞作品におけるヒアリング調査の概要

該当数	回答率	外観上の変化				用途変更	広場について						
		なし	あり	不明	利用方法		利用方法				緑の維持管理		
							歩行	観賞	休憩	遊び	催し	業者	関係者
	39/54	18	14	4	6	33	9	16	3	4	25	14	1



①上：昭和62年、 ②上：昭和63年、 ③上：平成21年、 ④上：昭和63年、
下：令和3年 下：令和3年(図2-30) 下：令和3年(図2-32) 下：令和3年(図2-15)
写真3 受賞当時と現在の比較写真

その分ポンプや浄化などの設備費、害虫等の対処にコストがかかってしまうため、業務関係の後回しになっている実情がある。特に岡山市優秀建築物表彰時代に受賞した作品に関しては、受賞から最低でも25年以上が経過しており、外観上に変化が見られた作品が多い傾向にある^{注 14)}。また、緑地自体の減少は無いものの、手入れが行き届いておらず、樹木が過剰成長し、景観に影響をきたしている作品も存在した（写真3-②）。受賞作品の建築主や関係者からは、経済的に余裕が無いのであれば、設計段階で維持管理を見越した計画をしないと将来的に返って景観を損ねる結果になるという意見があった。こうした経済的負担による取り壊しは他の受賞作品でもみられ、岡山市中心部の主要道路沿いではないにも関わらず壁面後退による豊かな生態系を築いた「図2-No. 11（事務所兼店舗）」は令和3年11月を持って大型マンションに建て替わることになっており、また前面に後楽園を縮小化した庭園を持つ「図2-No. 30（空港）」は平成7年岡山県財政危機宣言の影響により維持管理費用削減が余儀なくされ、それ以降維持管理の頻度は下がり、今後庭園を撤去する可能性が高い見込みである。

一方で、業者だけではなく関係者スタッフで維持管理を賄っている事例もあり、「図2-No. 32（医療施設）」は建設前に患者のために敷地の大半を施設にする予定だったが、市街地に緑を残し、地域の交流の場とするために半分以上を庭園にした当時の強い意志を持って維持し続けている（写真3-③）。また、唯一現在でも地域住民が植栽の維持管理に参加している「図2-No. 15（公民館）」は、街並み景観保全に一般市民が参加した良い例といえる（写真3-④）。

6. おわりに

本研究では、緑を中心とした都市景観づくりを行ってきた岡山市における表彰制度の変遷や受賞作品の緑化空間の実態について明らかにしてきた。

戦後岡山市の街並み形成の取り組みや表彰制度の目的から、岡山市において都市の美化、街の緑化は重要な取り組みの一つであることが確認できた。表彰制度の全受賞作品をみても94.8%が何らかの形で緑化を施しており、緑化推進の方針が共通の認識として広がっているといえる。また、それぞれの緑化空間は機能で分類することができ、都市景観への影響が大きいと考えられる広場機能を持つ緑化空間を中心に空間特性や維持管理の実態を明らかにした。その緑化空間は、年代によって規模による傾向の違いは見られたが、小規

模の広場機能を持つ緑化空間でも評価されているのは、岡崎平夫元市長の「個々の建築物が都市美の上に果たす意義を過小評価してはならない」という言葉にも表れている。審査員の講評文やヒアリングによる受賞作品関係者等の意見から、単純な大空間による緑化空間形成だけではなく、プロムナードといった歩行者空間・公共的空間を確保し地域住民に利用されている点に価値があると考えられる。

しかし、こうした価値ある受賞作品であっても経過年数による維持管理の問題がある。平成4年に「優秀建築物特別賞」が設けられ、平成21年に維持管理に関する選考基準が追加されたが、この基準を満たした作品は未だに存在しない。作品関係者の維持管理の負担と今後の街並み景観を考慮すると、維持管理を含めた設計手法や設計者の将来に対する意向も選考基準に加え、現在の「特別賞」の評価項目を増やし、維持管理の重要性を周知させる必要があるかもしれない。そうすることで受賞後の関係者の意識が向上し、数十年後も街並みを保つことができるだろう。また、地域に開放された受賞作品が多い分、作品関係者だけでなく、著しく少ない地域住民の維持管理への参加を期待したい。

謝辞

科研費(20K14931)の成果の一部である。岡山市建築指導課、都市計画課の方々、ヒアリングに御協力頂いた受賞作品の建築主の方々には大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 岡山市公園建設課：岡山市緑の基本計画，岡山市，2001.11
- 2) 岡崎平夫：愚直人生らくがき帖，1991.2
- 3) Inoue Ryo, Kobayashi Hisataka and Nakano Shigeo：Street space formation of the postwar Okayama city center by the building setback method, Focusing on efforts urban beauty construction based on the cityscape maintenance induction guidelines, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.81, No.723, pp.1133-1143, 2016.5 (in Japanese)
井上亮，小林久高，中野茂夫：セットバック方式による戦後岡山市における中心市街地の街路空間形成—街並み整備誘導指針にもとづく都市美造成の取り組みを中心に—，日本建築学会計画系論文集，第81巻，第723号，p.1133-1143，2016.5
- 4) 仲原清：岡山市緑化条例の構想，新都市，都市計画協会，25(12)，pp.14-18，1971.12
- 5) 辰巳詞音，井上亮：全国の表彰制度に関する課題と実態，日本建築学会大会学術講演梗概集，都市計画，No.7422，pp.907-908，2021.9
- 6) 千原雄史，山崎俊裕，糸井孝雄：「景観賞」表彰制度に関する調査，日本建築学会大会学術講演梗概集F，No.7187，pp.373-374，1994.9
- 7) 田中景，デワンカーバート：政令指定都市における都市景観賞の傾向及び変遷に関する研究，日本建築学会九州支部研究報告，第45号，pp.493-496，2006.3
- 8) 松澤亮，小澤丈夫，角哲：全国の建築関連顕彰制度創設の動向と北海道の建築顕彰制度—北海道で開催された建築顕彰制度の研究—，日本建築学会北海道支部研究報告集，No.88，pp.343-346，2015.6
- 9) 辰巳詞音，井上亮：岡山市の表彰制度受賞作品における緑化および調和の実態，日本建築学会中国支部研究報告集，第44巻，No.717，pp.725-728，2021.3
- 10) 元重洋右，仲間浩一：北九州市における景観賞受賞作品の立地特性と事後評価について，日本都市計画学会学術研究論文集，第36回，pp.205-210，2001
- 11) 末江真，黒瀬重幸：福岡市における都市景観に関する研究—福岡市都市景観賞を事例として—，日本建築学会九州支部研究報告，第42号，pp.205-208，2003.3
- 12) 山田等，岡崎篤行，樋口忠彦：まちなみ景観と建築物の調和に関する研究—金沢都市美文化賞受賞建築物を対象として—，日本都市計画学会学術研

究論文集，36巻，pp.199-204，2001.10

- 13) Nasu Satoshi：Vocabulary of critical review in Sapporo urban design award, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.77, No.675, pp.1033-1042, 2012.5 (in Japanese)
那須聖：札幌市都市景観賞の審査評における批評言語，日本建築学会計画系論文集，第77巻，第675号，pp.1033-1042，2012.5
- 14) Ohwaki Keita, Ozawa Takeo：Feature of arrangement of award-winning housing and role for the formation of cityscape of a swiss architecture prize for patronage, auszeichnung für gute bauten der stadt zürich, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.80, No.716, pp.2375-2383, 2015.10 (in Japanese)
大脇慶多，小澤丈夫：スイス・チューリッヒ市建築賞(1947～2011年)受賞作品における集合住宅の配置・住棟構成の特徴と都市景観形成への役割，日本建築学会計画系論文集，第80巻，第716号，pp.2375-2383，2015.10
- 15) 岡山市：表彰制度10回の歩み，1982.10
- 16) 岡山市：街並み整備誘導指針の実績報告書，2008.12
- 17) 岡山市：表彰作品集，岡山市建設局建築部建築指導課/岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課，1983.10-2020.1
- 18) 岡山市/岡山市建築士会：岡山市都市美造成のための景観構想計画，1971.3

注

- 注1) 平成19年6月に策定された「岡山市都市ビジョン」では市民と協働して継続的に都市全体の緑化を推進するとともに、岡山の原風景をいかした魅力的な景観づくりを進め、水と緑にあふれた美しく風格のある都市づくりを進めていることが掲げられている。とりわけ中心市街地の街路の緑化や緑化推進重点地区における屋上・壁面緑化などの緑のボリュームアップの取り組みを重点的に行なっている。
- 注2) 参考文献1)では市内、特に都市中心部の緑化や公共公益施設の緑化、商工業地・民有地等の植栽計画を積極的に推進しており、市民協働の緑化による街づくりを進めている。緑化推進重点地区の対象地区として現在、「岡山駅周辺地区」、「西大寺五福のまちづくり地区」、「西部新拠点地区」の3地区が挙げられている。
- 注3) 第22-26代(昭和38年5月～昭和58年4月)岡山市長で歴代最多の5期務めた。
- 注4) 参考文献2)の岡崎平夫の自伝では、緑化や建築、景観に関するページが多くあり、当時の岡山市がいかに緑化や景観づくりに力を入れていたかがわかる。
- 注5) この手法は総合設計制度等と大きく異なる点として後退した場合でも緩和措置がなく、任意によるものである。無償で後退するためオフィスや商業施設等においては通常では受け入れられない手法である。また、後退した空間を積極的に緑化することが求められている。
- 注6) 参考文献5)より、「神奈川建築コンクール」が昭和31年に実施されているが、建築と都市の関係に重点を置いた建築の表彰制度としては岡山市が全国初といえる。
- 注7) なお、平成19年12月に景観法に基づく岡山市景観計画に定められた景観形成基準によるセットバック方式に移行したため、任意によるセットバック方式が該当するのは昭和47年から平成19年にかけての「岡山市優秀建築物表彰」と「岡山市まちづくり賞」の2つで、この間の受賞作品数は246件である。
- 注8) この特別賞は、3.1で述べた「優秀建築物特別賞」とは異なる。
- 注9) 「岡山市優秀建築物表彰」の受賞作品163件(内2件は詳細不明)のなかで、おおよそ当時のままの姿で現存の確認ができたものは138件、取り壊された建物は9件だった。
- 注10) 岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課へのヒアリングによる。
- 注11) 令和元年度までの総数。
- 注12) 複数の機能を持つ受賞作品は両方にカウントしている。また、これらの機能は、戦後からの緑化の取り組みの内容および岡山市緑の基本計画において重要視されている項目を考慮し分類している。
- 注13) 住宅系等の地域に開かれていない15作品及び緑地減少により受賞当時から大きく変化している9件を除いている。
- 注14) 「岡山市優秀建築物表彰」の受賞作品163件のうち66件が外観の変化がみられた。

[2021年10月5日原稿受理 2022年3月1日採用決定]